

(お知らせ)

令和6年12月27日
沖 縄 防 衛 局

普天間飛行場代替施設建設事業に係る地盤改良工事の着手について

普天間飛行場代替施設建設事業について、12月28日、大浦湾側の地盤改良工事に着手する予定です。今般の地盤改良工事は、海底の所要の箇所に敷砂を行うとともに、砂杭等を打設するものであり、同日、この敷砂を開始することとしています。

大浦湾側の地盤で確認されている粘性土の層は、「非常に硬い粘性土」から「中くらいの粘性土」に分類されるものです。

本事業における地盤改良等の設計は、羽田空港等の多くの海上埋立空港で使用されている、国土交通省が監修した基準に基づいて行われており、海面下最大70mまで砂杭を打設して必要な地盤改良を全て行うことで、構造物等の安定性を十分に確保できるとの結論が得られています。つまり、海面下70mより深いところは地盤改良を行わなくても構造物等の安定性を十分確保できることが確認されています。

その地盤改良の規模については、羽田空港の再拡張事業や関西国際空港の建設事業よりも少ない砂杭等で施工可能なものであり、また、日本企業において、韓国で海面下70mまで、横浜で海面下65mの深さまで施工した実績もあります。

また、その工法についても、羽田空港や関西国際空港、那覇空港でも用いられている、長年にわたり多数の施工実績があるものが採用されています。これらについては、有識者で構成される技術検討会において確認いただいています。

このように、大浦湾側の地盤において確認されている粘性土は、一般的で施工実績が豊富な地盤改良工法により、護岸の安定性を十分に確保することができる強度の地盤になり、問題なく埋立地を完成させ、飛行場を建設できるものです。

普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、そして、基地負担の軽減を図るため、引き続き、辺野古移設に向けた工事に全力で取り組んでまいります。

以上